

第 13 回 国家による自由

今回は、積極的権利について考えることにします。特に、資本主義の進展に従って表れてきたさまざまな問題点を、社会国家・福祉国家理念に基づいて解決するために、20 世紀になってようやく認められるようになった人権である社会権を扱います。このうち、生存権（25 条）と教育を受ける権利（26 条）を取り上げ、勤労の権利（27 条）と労働基本権（28 条）については、解説を省略します。また、古典的な受益権（国務請求権）である請願権（16 条）、国家賠償請求権（17 条）、裁判を受ける権利（32 条）、刑事補償請求権（40 条）についても省略します。

今回扱う積極的権利は、第 7 回から第 10 回までで扱った消極的権利（自由権）とは、権利の性質が大きく異なります。どのように異なるのか、しっかりと理解しましょう。

1. 生存権

- ・ 25 条 1 項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、続く 2 項では、生存権の具体化について、国に努力義務を課している。
- ・ 生存権の法的性格については、25 条は、個々の国民に対して具体的な権利を保障したものであるのではなく、国民の生存を確保すべき政治的義務を国家に課しているにすぎないという見解と、25 条は、国民が健康で文化的な最低限度の生活を営むのに必要な立法を要求できる法的権利を保障し、そのような立法を行う法的義務を国家に課しているという見解とが対立している。後者はさらに、生存権の内容は抽象的で不明確であるから、25 条を直接の根拠として立法や行政の不作為の違憲性を裁判で争うことはできないが、生存権を具体化する法律があれば、その法律に基づく裁判の中で 25 条違反を主張できるという見解と、生存権の内容は、行政権を拘束するほどには明確ではないが、立法府を拘束するほどには明確であるので、生存権を具体化する法律がない場合（法律があっても、生存権の具体化が十分になされているとはいえない場合も同様である）には、立法不作為の違憲性を裁判で争うことができるという見解とに分けられる。

2. 教育を受ける権利

- 26条1項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定し、続く2項では、子どもの教育を受ける権利(学習権)に対応するよう、子女に普通教育を受けさせる義務を親権者等に課している。国は、教育制度を維持し、教育条件を整備すべき義務を負う。
- 教育を受ける権利に関連して、教育権の所在が議論される。国は、国民の信託を受けて適切な教育政策を樹立・実施する権能を有しており、教育の内容に対して、教育の機会均等の確保と全国的な一定水準の維持のために必要かつ合理的な関与ができるという見解と、子どもの教育に責任を負うのは、親権者及びその負託を受けた教師であり、国は、外的条件の整備のみでしか教育に関与できないという見解とが対立している。

次回は、能動的権利(参政権)について考えます。参政権は、自由権や社会権とは、人権の性質(国家と個人との関係性)が大きく異なります。どのように異なるのでしょうか。